

(なんかん地区) 土づくり推進助成要領

制定 令和 5 年 2 月
えちご中越農業協同組合

1. 目的

更なる高品質米生産は販売戦略にとって重要な要素となっている。天候に左右されない安定的な高品質米生産には、土づくり資材の施用が効果的なことから、引き続き、土づくり資材の施用拡大を推進し、肥培管理の面から米の品質改善と稲作経営の安定を図る支援を行うためこの要領を定める。

2. 助成の対象

(1) 作業を受託するなんかん地区の生産者等

- ① JA が指定する土づくり資材を栽培マニュアルに基づき施用すること。
- ② JA に米の出荷登録を行う生産者から、JA を通して 10 袋以上の散布作業を受託する者であること。

(2) 土づくり資材を購入するなんかん地区の生産者に対する助成

- ① JA が指定する土づくり資材を栽培マニュアルに基づき施用すること。
- ② JA に米の出荷登録を行う生産者で 10 袋以上を購入すること。

3. 助成対象品目

- ・ 苦土重焼燐 30
- ・ 苦土重焼燐 35%
- ・ けい酸加里プレミアム 34
- ・ 越後の輝きソイル米スター
- ・ ニュー米スター
- ・ みつパワー
- ・ 農力アップ

4. 助成費の支出

(1) 作業を受託する生産者に対する助成

- ・ 令和 4 年 12 月から令和 5 年 11 月の間に受託散布した助成対象資材 1 袋当たり 150 円（作業委託料金相当額）を助成する。

(2) 土づくり資材を購入する生産者に対する助成

- ・ 令和 4 年 12 月から令和 5 年 11 月の間に購入した助成対象資材 1 袋あたり 80 円を助成する。

裏面もご覧ください

5. 作業を受託する生産者に対する助成費の申請

(1) 申請方法

- ・ 作業を受託する生産者は、「土づくり推進助成 土づくり資材散布作業受託助成申請書」により JA に申請する。受託散布を実施する概ね2週間前までに実施計画書を提出し、散布実施後は実施報告書を後述の受付期間内に提出すること。
- ・ 申請書は JA えちご中越ホームページに掲載する。

(2) 受付期間

- ・ 令和5年4月1日～令和5年12月4日（必着）まで

(3) 提出先

- ・ 三条、加茂、田上、下田地区：なんかん北営農センター 米穀課
- ・ いちい、見附、中之島地区：なんかん南営農センター 米穀課

6. 支出の時期

(1) 作業を受託する生産者に対する助成

- ・ 令和5年12月

(2) 個人散布に対する助成

- ・ 令和5年6月及び12月

附 則

1. この要領の改廃はえちご中越農業協同組合代表理事理事長の決裁による。
2. この要領の施行期間は令和5年2月1日から令和6年1月31日までとする。